

(令和●年●月●日更新)

2 各種所得の入力 （収入・所得の入力 SS-AA-050）

「収入・所得の入力」画面に遷移するので、申告する所得について、各種所得を押して、入力します。

入力後、住宅借入金等特別控除の入力のため、『次へ』を押します。

※「申告する所得の種類」の選択によって以降の画面遷移が変わります。

3 各種控除の入力 （控除の入力（1/2） SS-AA-070a）

「控除の入力(1/2)」画面に遷移するので、申告する控除について、各種控除を押して、入力します。

入力後、配偶者(特別)控除の入力のため、『次へ』を押します。

4 「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除」を押下 (控除の入力 (2/2) SS-AA-080)

建築物 確定申告書作成準備コース

税務 申告 印刷 (印刷範囲) 印刷の仕方 印刷範囲

①申告準備 → ②収入票入力 → ③控除等入力 → ④その後の入力 → 印刷 → データ取得

控除の入力 (2/2)

1 各項目を正しい特種扣除額(「支出減額」の金額は、「配当金(特別)控除」又は「扶養控除」の入力画面で入力した金額に該当する情報をもとに自動計算されます。

2 控除額の計算のため、以下の範囲に関する情報も「配偶者(特別)控除」又は「扶養控除」の入力画面で入力してください。

- ・配偶者(特別)控除の対象とならない同一生計配偶者
- ・扶養控除の対象とならない(もともとの扶養関係)

> 印刷範囲についてはこちら

控除に関する控除の入力

【配偶者(特別)控除】 - >

申告者本人とする配偶者がいる方

【扶養親族がいる方】 - >

申告者本人が扶養親族にいる方

(1) 令和2年4月1日(平成30年4月1日)現在死亡した扶養親族(扶養親族)に該当する人から選んでください。

(2) 扶養親族に該当する人(扶養親族)を選択し、扶養親族に入力してください。

本人に関する控除の入力

【障害又はひとり親の方】 - >

申告者本人が障害又はひとり親である方

【勤労学生の方】 - >

申告者本人が勤労学生である方

【障害者の方】 - >

申告者本人が障害者である方

(1) 申告者本人が障害者である場合は、「配偶者(特別)控除」又は「扶養親族」に入力してください。

雑損控除

480,000円

住宅に関する控除の入力

【住宅ローンで事業の新築や増設などを行った方】 - >

自宅ローンで新築の新築や増設等、改修工事を行った方

特定減価償却資産(令和2年度) - >

〔特定減価償却等〕住宅購入・倉庫等特別控除

【事業の改修工事などを行った方】 - >

事業の施設設備などの改修工事、固定資産の前払費を行った方

(1) 自己用コンクリート造成地でも事業を行うことが可能です。

「控除の入力（2/2）」画面に遷移するので、『（特定増改築等）住宅借入金等特別控除』を押します。

5 ※年末調整済みの所得が給与1か所の方で、年末調整で適用を受けた控除の内容に変更がない場合

(1) 申告する所得の選択等 (申告する所得の選択等 SS-AA-010a)

国税庁 確定申告書等作成コーナー ふるさと納税 金融の選択 金融の選択

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ その他入力 → ⑤ 印刷 → ⑥ データ保存等

申告する所得の選択等

本人情報の確認

申告者本人の生年月日 年 月 日

申告する所得の選択

申告する所得を 全て 選択してください。
 > 申告する所得とは ☐

給与収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方

☒ 給与

☐ 公的年金、企業年金など ☐

☐ 退職金

☐ 確定拠出年金の給付金等

☐ 確定拠出年金の給付金等 (確定拠出年金の給付金等)

個人事業の収入がある方、不動産賃貸の収入がある方

☐ 事業 (営業等) ☐

☐ 事業 (建築) ☐

☐ 不動産 ☐

株式を売った方、配当金を受け取った方

☐ 株式等の譲渡 (売却)、配当、利子 ☐

土地や建物、金銭債権やゴルフ会員権などの資産を売った方

☐ 土地や建物等の譲渡 (売却) ☐

☐ 金銭債権 (金銭債権の売却など) ☐

その他の収入がある方

☐ 先物取引

☐ 一時 ☐

☐ 雑 (雑費、その他)

申告する所得に関する質問

給与所得に関する質問

Q 以下の「給与所得の源泉徴収票」は1枚のみですか？

☒ 1枚のみ

☐ 2枚以上ある

Q 勤務先で年末調整が済んでいますか？

☒ 年末調整が済んでいる (確認する) ☐

☐ 済んでいない

Q 確定申告において社会保険料や生命保険料を追加したり扶養控除を変更するなど、年末調整の内容を変更しますか？

☒ 変更しない

☐ 変更する

Q 以下のいずれかに該当しますか？

- ・ 税務署から予告納税額の通知を受けている
- ・ 延滞利息とは ☐
- ・ 申告する年分で差し引くか、翌年に繰り越す繰越損失がある
- ・ 繰越損失とは ☐
- ・ 外債利息控除を受ける

☐ 該当する

☒ 該当しない

戻る 次へ

印刷番号: SS-AA-010a ヘルプ

印刷: 印刷: Copyright © 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved

「申告する所得の選択等」画面で、必要な項目を選択し、『次へ』を押します。

(2) 給与所得の入力（給与所得の源泉徴収票の入力）

（給与所得の源泉徴収票の入力 SS-CA-010）

「給与所得の入力」画面が表示されるので、お手元の源泉徴収票を見ながら入力します。

入力完了後、『入力終了』を押します。

(3) 計算結果の表示

「計算結果」画面が表示されるので、確認の上、『閉じる』を押します。

(4) 「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除」を押下 (控除の入力 (2/2) SS-AA-080)

[illegible]

「控除の入力(2/2)」画面に遷移するので、
『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除』
を押します。